特定非営利活動法人ブラストビート定款

平成２２年９月１０日　認　証
平成２２年９月３０日　設　立

平成 23 年 4 月 1 日　主たる事務所を移転
平成 24 年 4 月 1 日　その他の事務所を廃止
平成 25 年 4 月 1 日　主たる事務所を移転
平成 30 年 9 月 1 日　公告方法を変更

原本に相違ありません
特定非営利活動法人ブラストビート
代表理事　神代伸一 [redacted]

特定非営利活動法人ブラストビート定款

第１章　総 則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ブラストビートという。英文では、「Blastbeat Japan」と表示する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、高校生等の若者世代に対して、音楽・ビジネス・社会起業の分野を柱とする社会教育に関する事業を行い、若者の自立・自律的な成長を促し、社会貢献への意識啓発に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) 経済活動の活性化を図る活動
(6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 高校生・社会人等の社会教育プログラム開発・運営・支援に関する事業
(2) 前各号を達成するために必要な教育、音楽、ＮＰＯなど関係機関や個人とのネットワークを形成する事業
(3) 前各号を達成するために必要な啓発活動、研究・調査・提言に関する事業
(4) その他第３条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業

第３章　会 員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　運営会員　この法人の目的に賛同し、この法人の運営に関わることを表明して入した個人及び団体

(2)　サポーター会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上　１５人以内

(2)　監事　１人以上　２人以内

2　理事のうち、１人または２人を代表理事とする。また、副代表理事２人以内、常務理事１人をおくことができる。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事会が特別の必要があると認める時は、理事会の議決を経て、追加で選任できるものとする。

2　代表理事及び副代表理事、常務理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　常務理事は、この会の常務について代表理事または副代表理事の職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。ただし、理事会の議決により追加で選任された役員については、その限りではない。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第19条　この法人に、理事会の議決を経て、事務局長その他の職員を置くことができる。

2　職員は、代表理事が任免する。

第5章　総 会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条　総会は、運営会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　解散の場合における残余財産の帰属先

(4)　事業報告及び収支決算

(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　運営会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

（定足数）

第26条　総会は、運営会員総数の５分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第28条　各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

２　総会に出席しない運営会員は、審議事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した運営会員は、第26条、第27条第２項、第29条第１項第２号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わる

ことができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　運営会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　代表理事が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

4　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第34条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、第33条第４項の規定によって理事会が開催されたとき又は代表理事が必要と認めたときは、その限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　理事会に出席しない理事は、審議事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。また、インターネット会議、電話会議等による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。

3　前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の管理）

第39条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第41条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理

事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第43条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第44条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2)　資産に関する事項

(3)　公告の方法

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　運営会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した運営会員の３分の２以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法

第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会に出席した運営会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章　雑則

（細則）

第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	松浦　貴昌
副代表理事	菊池　久美
同	飯塚　普子
監事	矢冨　健太朗・

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から２０１２年3月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から２０１０年１２月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	運営会員入会金	0円
	運営会員会費	２４，０００円（1年間分）
(2)	サポーター会員入会金	0円
	サポーター会員会費	１２，０００円（1年間分）

7　この法人の設立当初の主たる事務所を東京都中野区中央3丁目２２番３１号に置く。

このほか、その他の事務所を福岡県久留米市大善寺町夜明１０２５番地１１に置く。

以上は、当法人の定款に相違ありません。　理　事　松浦貴昌